



第200号

令和7年1月1日発行

発行所

秋田県建設技能組合連合会

秋田市高陽青柳町1-43

電話 018(862)3050(代表)

FAX 018(862)3060

http://www.ginou.ac.jp



令和7年 謹賀新年

秋田市新屋ガラス工房は、「住民主体の街づくりの推進」「歴史文化の継承」「ものづくりの振興と地域交流」の拠点として、2017年7月15日オープンしました。地域のまちづくりの拠点として、訪れる誰もがガラス工芸をはじめとする、ものづくりを感じられる空間となっています。また、工房スタッフが秋田で独立を目指し、日々創作にいそむ工房でもあります。

写真提供 秋田市

監 会 専	副 (副 会)	相	顧
計 務	副 会	談	問
理 理	会 (会 長 代 行)	役	
事 事 事	長 長 長		
東 高 長 吉 木 武 出 櫻	田 佐 高 藤 小 柳 田 北 佐 高 柴 石 御 富 金		
谷	々		
屋 橋 部 野 原 田 雲 庭	村 木 田 井 坂 谷 村 林 藤 橋 田 井 川 樫 田		
留 金 一 忠 一 義 義	喜 正 敏 幸 忠 金 康 賢 武 正 浩 信 博 勝		
	代 一		
浩 男 一 雄 悦 範 英 明	宣 美 雄 隆 美 悦 實 司 郎 浩 敏 郎 英 之 年		

秋田県建設技能組合連合会

令和七年 元旦

あけまして
おめでとうござい
ます

組織の一員としてお客様に安心安全な技術を提供し、設計労務単価を守りましょう。

新年のご挨拶



秋田県建設技能組合連合会
会長 佐々木正美

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様方には、健やかなる新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

昨年五月の県連合会定期大会におきまして、会長に就任し半年が経過いたしました。令和六年度の事業計画を部会ごとに進めて参りましたが、会員の減少により各種事業への参加者不足が顕著に見られ、特に若手会員の参加者が少なく感じました。

今後は我々建築技能者の団体として、県や行政、各種団体と事業や活動をするにあたり、会員の増員を第一に皆様方と共に真剣に考えていかなければいけないと強く感じております。

そのためには、県連合会として各種事業運営を今まで以上に積極的に進めること、特に若手技能者の育成、さらには県教育委員会や秋田県職業能力開発協会などと連携し、県内小学校を廻り、児童生徒たちに実施している「ものづくり体験教室」を通して、ものづくりの楽しさと、技能者へ関心をもってもらう活動を進めること、また、県内の高校生や若年者のものづくり競技大会などに参加した生徒の中には優れた技能を持つ子供たちが多くおりま

す。今後は行政と協力し、いろいろな形で各種団体らと共に技能立国秋田を今まで以上にアピールする必要があると思えます。

少子高齢化や人口減少が全国一位の秋田県をいかにしていくべきか、県では住宅リフォーム推進事業として移住定住促進と子育て支援に絡んだ住環境整備に対し、多くの公的支援がありますが、十年前に一度制度を利用した方でも、家族構成や他の箇所の老朽化が進むなど多くの県民が生活環境に変化が生じております。そうした要望に対しまして一度制度を利用した方でも期間をおけば、再度申請ができるよう要件の緩和と制度の拡充など、六つの項目について十二月三日に秋田県議会議員技能者連盟の柴田会長、高橋幹事長並びに秋田建築労働組合、秋田県技能士会連合会と共に佐竹知事に令和七年度に向けた要望をしたところであります。

我々はこれからも国や県、各市町村の公的支援を上手に活用し、県民に有利な制度を提案し、安全で安心な住環境の整備を図り秋田に住んで良かったと言ってもらえるよう、県並びに市町村に対しまして継続的に要望を進めて参ります。

そのためには各単組や関係団体からのご協力をいただきながら、組織未加入者の加入促進により組織の拡大を図っていかねばなりません。

日本経済は現在、コロナ以降ロシアによるウクライナ侵攻の影響が重なり、あらゆる物資の原材料費が上昇し、我々の仕事にも直結する建築資材の高騰、人手不足などの影響で日本全体に

おいて、賃金の引き上げが叫ばれております。特に大工職は就労者数が激減し存続の危機にあります。今後、建設業も若者や女性が建設業に魅力を感じ、働きやすい環境と暮らしを守るために賃金の引き上げは必要不可欠であります。

また、公共工事設計労務単価が十二年連続上昇となり、民間工事に多く携わる我々会員にとっても物価高や人手不足の中において、県連合会が掲げ目標としている設計労務単価をいざだく条件として今が絶好のタイミングだと感じております。昨年はさらに米の価格が大きく値上がりとなりました。昔から米一俵の値段と我々技能者の賃金は深い関わりがあり、米の価格が安くなれば我々技能者の賃金も比例するよう古くから時代と共に推移してきました。

今後は、我々も個人個人ではなく組織として労務費をお客様に提示しやすいう方法を取り入れるなど、会員誰もが県連合会の労務単価を請求できるように組織一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、昨年は労働災害や交通事故が多発した年でございました。今冬は降雪量が多い予報です。雪下ろしや除雪作業による事故が多いと思われるます。くれぐれも安全作業で冬を乗り越え、暖かい春を迎えましょう。

会員皆様方の益々のご健勝を祈念し、新年の挨拶いたします。

秋田県知事へ各種陳情をいたしました

令和七年度に向けた県内職人のための秋田県知事への陳情及び要望は顧問秋田県議会議員技能者連盟の柴田正敏会長はじめ関係団体ともに行いました。



- 一、特定健診・保健指導に係る国保組合への助成の要望
- 二、建築技能者育成のための要望
技術の継承を図るため入職へつながらる環境づくりと公共職業訓練施設活用を活用した人材育成の支援
- 三、秋田県産材の活用
拡大のための要望
「ウッドファースト」なあきた県内住宅販路強化事業」継続のお願い
住宅リフォーム推進事業の拡充並びに継続の要望
- 四、職人の賃金確保のため、公共設計労務単価の県民への周知のお願い
- 五、義務となった「石綿調査」関連及び各種法改正への支援のお願い

令和七年度の民間工事設計労務単価が決まりました

県連合会では、十一月二十日（水）開催第三回理事会の「前年度の公共設計労務単価を翌年度の民間設計労務単価とする」という決定に沿って、令和七年度の民間工事労務単価を三万三千元／一日と決定いたしました。

令和5年10月1日より、建築物の解体に係る石綿（アスベスト）の事前調査が義務化、県の住宅リフォーム推進事業の補助対象工事に事前調査費も算入可能です。

第十回
グラウンドゴルフ大会



直前の天気
が雨続き
で心配され
た青年対策
部・厚生部
合同開催の
全県グラウ
ンドゴルフ
大会は、九
月二十二
日(日)潟
上市道の駅
かたがみグ
ランパスく
らかけグラ
ウンドゴル
フ場において
総勢五十九
名の参加に
より開催い
たしました。
前日からの
大雨を配慮し、急ぎよ三コー
スで廻ることになりましたが、
ゲーム終了後は雨も止み、無
事開催されました。
なお、上位入賞者は左記の
通りとなりました。

- 団体の部(単組参加者五名以上)
- 優勝 大内 (一八六打)
- 準優勝 能代山本 (一八八打)
- 第三位 潟上 (二二二打)

- 個人の部
- 一位 牧野 善悦氏(能代山本)
 - 二位 佐藤 等氏(大内)
 - 三位 坂本セツ子氏(仙北南部)

※詳しい成績は単組へお問い
合わせ下さい。

秋田県議会議員技能議員
連盟との意見交換会



秋田県議会
議員技能議員
連盟(県議会
議員柴田正敏
会長他四十
名)との意見
交換会は、十
月一日(火)
に秋田キャッ
スルホテルに
おいて県連三
役並びに各
単組の代表
二十六名の参加により開催い
たしました。

始めに佐々木会長から令和
七年度に向けた陳情に対する
要望の報告と事務局の補足を
行いました。その後、議員連
盟の方々より現状のご報告と
活発な質疑応答が昨年以上に
多く出され、時間が足りない
と感じるほどの活発な意見交
換会となりました。
懇親会も三十四名の議員連

盟の方々にご参加いただき、
参加者は引き続き、意見交換
に盛り上がり、貴重な時間を
過ごすことが出来ました。

第五十七回
全県技能組合研修

十一月二日(土)、天然温泉
ホテルこまちにおいて全県各
単組の青年部および県連合会
役員総勢二十一名の参加によ
り開催いたしました全県技能
組合研修は、秋田県建設技能
センターにて、(一財)秋田県
建築住宅センター 植田常務
理事兼事務局長を講師にお招
きし、「令和七年四月施行 改
正建築基準法」準備すれば大
丈夫! 建築申請・審査マニユ
アル解説(施工者向け)の講
演をしていただき、資料を見
ながら、参加者より活発な質
疑応答をいただきました。



午後からは、横森のさがが
けハウジン
グパークに
て、秋田ハ
ウス一棟、
一条工務店
をさせてい
ただきまし
た。実際の
住宅の裏側
も見るこ

ができ、非常に勉強になる時
間となりました。
最後に全大会では、県連合
会の各部署の事業報告や県な
どの各種講習会を紹介し、知
事へ陳情の内容に関して、実
現を高めようとする活発な意
見が出て、今年度の研修を終
了いたしました。

第六十一回
全県技能競技大会

全県技能競技大会は十一月
十二日(火)県立秋田技術専
門校職業訓練センターにおい
て青年の部に六名、壮年の部
に二名、合わせて八名の参加
者による開催となりました。
技能養成部は、部長が武田
部長に代わり、新体制での最
初の大会となり、各スタッフも
緊張感をもって対応しました。
当日は、毎日新聞、秋田建



設工業新聞の取材もあり、真
剣に取り組む選手たちを記事
に取り上げて頂きました。

また、選手たちは終盤まで
競技に集中し、最後の組立段
階では時間との勝負となり、
白熱した展開は見に来られた
OB、関係者も手に汗を握る
状況となりました。

大会にあたり関係各位の皆
様には、ご協力いただき誠に
有り難うございました。

令和七年度の住宅建設
等に対する国の補助金
が発表されました

令和六年度の補正予算で「子
育てエコホーム支援事業」の後
継としてスタートする「子育て
グリーン住宅支援事業」は、長
期優良住宅より一つ上の基準で
あるGX志向型住宅が新設され
最大六十万円の補助が受ける
ことができます。子育て世代で
ない方々にとっても補助対象と
なる要件が魅力です。また、令
和四年度からの住宅省エネキャ
ンペーンも継続となり「先進的
窓リノベ2025事業」では高
断熱な窓・ドアのリフォーム改
修に対し、引き続き最大二百万
円の補助が受けられます。

すべて昨年の十一月二十二日
閣議決定以降に工事着手したも
のに限ります。

詳しくは、専用サイト
2025住宅省エネキャンペーン
を検索して下さい。

安全な雪下ろしは2人以上で必要な準備、確認を忘れずに行いましょう。

令和六年度 秋田県住宅関連各種補助事業制度

住宅リフォーム推進事業

(県建築住宅課)

秋田県では、昨年に引き続き、子育て支援及び移住・定住世帯では、更に在宅リノベーションの環境整備工事を行った場合、補助が上限二十万円加算され支援が充実となっております(以下の③はリノベーションの環境整備工事の対象ではありません)。

①子育て世帯

(1) 持ち家型

対象者：十八歳以下の子二人以上
と同居の親子世帯

対象住宅：一戸建て(共同住宅可)

対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築

対象額：補助対象額の二十%、最大四十万円の補助

(2) 中古住宅購入型

対象者：十八歳以下の子二人以上
と同居の親子世帯

対象住宅：一戸建て(築後十年経過した空き家)

対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築

対象額：補助対象額の三十%、最大六十万円の補助

②移住・定住世帯

(1) 定着回帰型

対象者：次の全てを満たす方

●移住・定住世帯が居住する住宅のリフォーム等工事を行う方

●移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、祖父母、子もしくは孫

対象住宅：一戸建て(共同住宅可)

対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築

対象額：補助対象額の二十%、最大四十万円の補助

(2) 中古住宅購入型

対象者：次の全てを満たす移住者又はその配偶者

●中古住宅を購入し、令和五年十月一日以降に所有権を取得した方
購入した住宅を持ち家としてリフォーム等する方

対象住宅：一戸建て(築後十年経過した空き家)

対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築

対象額：補助対象額の三十%、最大六十万円の補助

③断熱・省エネ化

(1) 持ち家型

対象者：住宅の所有者等

対象住宅：一戸建て

対象工事：断熱・省エネ改修工事

対象額：補助対象額の十%、最大八万円の補助

④災害復旧

対象工事の確認は罹災証明書以外の市町村が交付する被災証明書と被害状況の写真で受付けることとなります。

対象被害：半壊または床上浸水以上の住宅

対象額：補助対象工事費の十%、最大八万円の補助

※住宅リフォーム推進事業の補助金の申請は、一つの住宅につき原則一回限りです。子育て世帯(持ち家型)及び移住定住世帯(定着回帰型)については、過去に住宅リフォーム推進事業を利用した方は、補助金額の上限額に達するまでご利用いただけます。また、各市町村によっては県の補助との併用も引き続き可能となっております。

令和六年度ウッドファーストなあきた県内住宅販路強化事業(期間延長)

(県林業木材産業課)

昨年引き続き、県産材を使った新築住宅の構造材、下地材等の購入に対し、利用率によって最大で一戸当たり

十五万の補助金を受けることが出来ます。

対象の事業の主体は、以下の通り。

a. 協定を締結した工務店グループ等

※基準を満たす場合は一企業での実施可(R5事業実施 16グループ)

b. 県と協定を締結した工務店等(過去五年間のうち県産材利用拡大に係る事業を実施していない工務店等)

①県産材を利用した住宅の取組み

●グループの共通ルール

a. 通常枠(三三〇戸)(予定)
補助条件：構造及び下地材の利用率、七十二%以上(前年度より二%UP)

※「県産材製品の利用強化に関する協定」を締結した工務店などであること。

補助率：定額十五万円/一戸あたり

対象期間：令和六年四月一日～令和七年三月三十一日(利用率七十二%以上)

※完成年月日が期間内であること。

b. チャレンジ枠(一〇〇戸)(予定)
補助条件：構造及び下地材の利用率、五十%以上

※令和六年度から県産材利用率の向上に取り組み新規工務店であること。

補助率：定額七万円/一戸あたり

対象期間：令和六年四月一日～令和七年三月三十一日(利用率五十%以上)

※完成年月日が期間内であること。

問い合わせ先

県建築住宅課
〇一八(八六〇) 二五六一

県林業木材産業課
〇一八(八六〇) 一九一五

増改築相談員講習会

日時・会場

令和七年二月八日(土)

新規：午前九時～

(講習時間七、五時間)

更新：午後二時～

(講習時間三、五時間)

県建設技能センター

受講料・定員

新規・会員 二万九千円

更新・会員以外 二万八千円

会員以外 二万九千円

テキストのみ 六千円

登録期間

新規・登録共に五年間

更新対象者

令和元年に資格取得した方

登録先

(前)住宅リフォーム・紛争処理センター

※国の住宅リフォーム補助事業において当相談員資格の必要性が非常に高まっております。事業所の登録はもろろんのこと、リフォーム工事の需要が多い現状において、皆様

を取得してお仕事の受注に繋がっていただきますようお願いいたします。



事務局休業のお知らせ

十二月二十七日(金)午後より一月五日(日)まで事務の取扱いを休ませていただきます。なお通常業務は一月六日(月)より行いますので不便をお掛けいたしますが、何卒ご協力お願いいたします。